

分科会・研究会の再編について

再編の必要性

1. 種類が多く（8種類）、それぞれの位置づけが不明
2. 十分に機能していないものがある
3. 活動内容が外から見えづらい



1. 位置づけを整理（5種類）
2. 新部門制とリンクし機能強化を図る
3. 分野連携・産学連携活動の明確化
4. 外から見える分科会・研究会活動

- ①P-SCC I 分科会・・・部門事業支援金
- ②P-SCC II 分科会・・・設置部門が負担
- ③部門所属分科会（P-SCD）・・・設置部門が負担
- ④部門所属研究会（A-TS）・・・設置部門が負担
- ⑤RC分科会・・・参加企業の負担金
- ⑥RC-D分科会・・・参加企業の負担金
- ⑦RS分科会・・・外部資金(受託事業)
- ⑧RD分科会・・・研究協力事業委員会が負担

期待したい効果

1. 新しいテーマの創出
2. 学術活動の活性化
3. 産学連携の強化
4. 若手技術者・研究者の育成
5. 会員に向けた活動内容の公開，周知

再編のポイント

- 部門分科会・研究会：従来の活動を妨げることなく、部門活動の自由度を拡大
- 分野連携分科会：部門連携を強化し、横断領域や新領域の学術テーマ創出を期待
- 産学連携分科会：産学連携による社会変化に対応した新しい研究領域、シーズの創出を期待、オープンイノベーションの場と位置付け
- 受託事業分科会：設置期間や人数の決まりを撤廃し、活性化を図る

部門に所属する分科会・研究会

具体的な変更点と目指す姿

分科会 (P-SCD)

- ・先端技術の調査・研究（期間限定で実施）
設置期間3年以内
主査1名，幹事1名，委員20名以上

研究会 (A-TS)

- ・基盤技術の勉強会・コミュニティ的活動
設置期間5年以内，延長何度でも可
主査，幹事1名，**会員**20名以上

委員人数・会員縛りを撤廃・自由度を拡充

部門分科会

- ・先端技術の調査・研究（期間限定で実施）
設置期間3年以内
主査1名と委員（人数の決まりなし）
会員外も可

部門研究会

- ・基盤技術の勉強会・コミュニティ的活動
- ・若手技術者・研究者の参画促進と育成
設置期間は各部門で決定，その後の延長可
主査1名と委員（人数の決まりなし）
会員外も可

部門分科会・研究会とも，委員や企業から運営資金・寄付金の徴収を行うことはできません。

部門連携による分科会

具体的な変更点と目指す姿

P-SCC I ・ P-SCC II 分科会

- ・ 特定分野,分野横断における萌芽的な技術の調査
- ・ 既存技術の高度化・体系化

設置期間2年以内

P-SCC I (3部門以上)

部門事業支援基金から拠出 年25万

P-SCC II (2部門以上) 部門負担

主査1名, 幹事1名, 委員20名以上

**P-SCC I は2017年以降設置なし
制度が活用されていない**



分野連携分科会

- ・ 部門連携による横断領域・新領域の萌芽的な技術の調査
- ・ 分野連携による既存技術の高度化・体系化
- ・ 新制度による活性化をはかる

設置期間最長**6年**

分野連携支援金から拠出

主査1名, 幹事, 委員

人数の制限無し

**一つのテーマに取り組む期間を拡大
活動を外から見えやすく
新分野の開拓に結びつける**

企業と大学側の研究者を繋ぐ分科会

具体的な変更点と目指す姿

研究協力事業委員会

① 研究分科会 (RC)

参加企業の負担金により運営，産学共同による調査研究&試験研究を行う：設置期間2年（1年延長可），委員30名以上

② ①のうち、部門企画による小規模な研究協力分科会 (RC-D)

産学協同による課題の調査試験を行う：
研究設置期間2年（1年延長可），委員30名以上

③外部資金による調査・研究分科会 (RS)

受託事業として運営：設置期間3年以内，人数規定なし

④国家プロジェクト準備分科会(RD)：

国プロにテーマを提案し参画していくための調査や提案書の作成を行う：設置期間3年以内
主査1名，幹事1名，委員若干名

産学連携事業委員会

- ・産学連携の新しい可能性の検討
- ・企業課題発見の為の議論の場を提供し新たなテーマを創出

産学連携分科会

①② 最長6年まで設置可，人数規定なし

- ・共通領域・非競争領域における学術基盤の強化
- ・世界に先駆けた新領域の萌芽的な調査研究
- ・業界共通の規格基準制定のための学術的調査
- ・産業界における基盤技術継承と人材育成

受託事業分科会

③④ 設置期間は委託者と協議，人数規定なし

注) 本分科会における会計や知財等の扱いについては従来の運営規定を踏襲するが，関係者と課題を整理し，必要に応じて早期にルール改定をはかる

Q&A

Q.1) 部門分科会・研究会の運営資金はどこから、いくら交付されますか。

⇒A.設置を許可した部門等から、各部門のルールに基づいた金額が交付されます。具体的な金額、前渡金の送金・精算方法については、事務局までご相談ください。

Q.2) 部門分科会・研究会の参加者から運営資金を集めることはできますか。

⇒A.できません。2023年12月に規定が改定され、「委員や企業から運営資金・寄付金の徴収は行わない」ことになりました。

Q.3) 過去に、部門分科会・研究会の参加者から運営資金（参加費）を集めました。インボイス対応の領収書は発行できますか。

⇒A.集めた運営資金（参加費）が本会口座に入金されている場合のみ、発行することができます。集めた運営資金（参加費）を本会口座に入金せず、飲食店等への支払いに使用した場合、インボイス対応の領収書は発行できません。

Q.4) 部門分科会・研究会で懇親会を開催する際の注意事項はありますか。

⇒A.「会議等における公益法人の適正な支出についての指針」に沿って開催してください。

<https://www.jsme.or.jp/organization/department/guidance-of-management/sansho17/>

⇒A.収入：予め事務局にご相談の上、本会のインボイス対応領収書を受け取って下さい。当日は、参加費と引き換えに領収書の配布をお願い致します。終了後、集めた参加費を本会口座へ送金し、領収書の残部に参加者名簿を添えて本会へ返却してください。

⇒A.支出：本会宛ての請求書を送付頂くか、委員が立て替えた後に領収書により精算してください。集めた参加費から直接お店に支払うことはできません。

Q.5) 部門分科会・研究会で参加費を有料とする行事を実施したいのですが。

⇒A.2023年12月に規定が改定され、部門分科会・研究会が本会を通さずに参加費を集めることはできなくなりました。本会の行事番号を取得し、部門行事として実施してください。

Q.6) 部門研究会の設置期間を延長したいのですが。

⇒A.2023年12月に規定が改定され、部門研究会の設置期間終了日が無くなりましたので、現行の部門研究会は従来の延長届は不要でそのまま継続いただけます。ただ、終了される場合にはお申し出が必要です。

Q.7) 部門分科会の設置期間に変更はありますか。

⇒A.部門分科会は従来通り設置期間は3年以内です。

Q.8) 部門分科会・研究会の主査・幹事を交代する場合はどうしたら良いでしょうか。

⇒A.部門分科会・研究会の情報をHPに公開しておりますので、事務局までご連絡ください。委員の交代については、事務局への連絡は必要ありません。